

岩手県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成29年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成29年4月21日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
高橋光幸後援会	高橋 栄光	高橋 美次	八幡平市松尾寄木第31地割21番地
下館祥二後援会	下館 富雄	上平 明男	久慈市山形町戸呂町11地割1番
水野あきとし後援会	水野 昭利	水野 昭利	釜石市中妻町二丁目9番3号 水野昭利宅
佐藤ちかお後援会	佐藤 健作	佐藤 茂子	盛岡市玉山区好摩字野中69番地30
小田こうき後援会	小田 弘輝	小田 文子	岩手郡雫石町長山蒲谷地39番地 小田要宅
高橋輝彦後援会	高橋 輝彦	照井 純也	和賀郡西和賀町大沓36地割23番地3
淀川豊後援会	羽柴 直志	五十嵐 幸雄	和賀郡西和賀町川尻40地割40番地105
濱欠明宏後援会	二子 惣一郎	川代 美智子	久慈市長内町第43地割81番地4 濱欠明宏宅
高橋松一後援会	小田中 彰次	黒沢 文子	釜石市浜町三丁目14番12号 高橋松一宅
佐藤広昭後援会	佐藤 広昭	佐藤 広昭	北上市常盤台一丁目18番10号